

# 感染拡大防止対策の補助金を拡充します

問合せ 商工・港湾振興課 ☎33-8513

新型コロナウイルス感染症感染防止策として接触感染や飛沫感染などへの対策を行った施設などに補助金を新たに交付します。今回、補助金額、対象経費、対象業種の範囲を広げました。

- 補助金額** 施設など1件につき、対策した費用の4分の3相当額（上限10万円）
- 対象経費** ①サーキュレーター、空気清浄機、加湿器、つい立、パーテーション、非接触型検温器、フェイスシールド、マスク、手指消毒液の購入など（10月1日以降に対策を実施し、それに要した費用）  
②換気機能等付きエアコンの設置、換気扇や窓の改修工事費用など（1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の予防対策として要した費用）  
※①②ともに対象経費に消費税は含まれません
- 対象施設** 日本標準産業分類の大分類のうち、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）の業種で事業に供する施設など（暴力団または暴力団員などに該当する者が営む施設など対象外になる施設があります）
- 補助要件** 市内の施設などで新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、申請時に事業を営んでいること
- 必要書類** ・交付申請書兼請求書 ・対策に要した費用の領収書とレシートのコピー  
・事業の許認可書・開設届出書などのコピー ・予防対策を行った写真  
・補助金の振込先通帳のコピー ・その他市長が必要と認める書類  
上の申請書類などは本庁仮設庁舎東棟1階の総合案内所、各支所地域振興課、八代市商工会、八代商工会議所などに設置しています
- 申請締切** 令和3年1月31日(日)当日消印有効 ※特定記録郵便のみ受け付け
- 申請先** 〒866-8601 八代市松江城町1-25  
八代市商工・港湾振興課 予防対策支援補助金（拡充）係宛

詳しくはこちら



詳細は市ホームページの「新型コロナウイルスに関するお知らせ」を確認ください

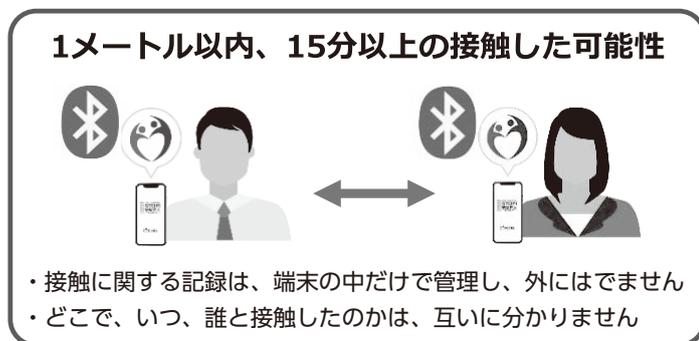
## 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をダウンロードしましょう

このアプリは新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性の通知を受け取ることができるアプリです。



\* 画面イメージ

- ・利用者の同意を前提にスマートフォンのBluetooth機能を利用します。
- ・お互いに分からないようプライバシーは確保されます。



アプリダウンロード  
iPhoneの人 Androidの人



詳しくはこちら  
(厚生労働省サイト)

